

武庫川水系河川基本方針(原案)審議の論点に対する各委員の主な意見と県の考え方

項 目 (第71回運営委員会で整理された主な論点)	論点に対する各委員からの主な意見(抜粋・まとめ)	意見に対する県の考え方	意見書番号
<b>1. 武庫川の河川整備基本方針のあり方</b>			
(1) 武庫川らしい方針	①武庫川の特徴を踏まえた河川・流域圏の将来像を示す。	<p>・基本方針の策定にあたっては、当該河川・流域圏の特徴・特性を十分踏まえ、兵庫県全体のバランスを考慮し、基本高水、計画高水流量等を定める。また「”ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念、基本方針」を踏まえる。</p> <p>■武庫川の特徴</p> <p>【地形的特性】</p> <p>①都市近郊にもかかわらず自然豊かな峡谷が位置する。</p> <p>②下流部では天井川の形態を呈している。</p> <p>【社会的特性】</p> <p>①下流部の洪水氾濫区域に、人口約60万人を抱える県下有数の重要河川である。</p> <p>②上流部の神戸市北区及び三田市域の約5%が近年新たに市街化された。</p> <p>③これまで度重なる洪水被害を受け、洪水対策の緊急性が高まっている。</p> <p>■基本方針原案作成にあたっての配慮事項</p> <p>①河川整備に際しての「環境保全の原則」を設定した。</p> <p>②総合的な治水対策の考え方を導入し、流域対策、減災対策について言及した。</p> <p>③河道分担の限界を示し、残りを流域対策および洪水調節施設の整備を行うことで、「目標とする治水安全度の確保」を目指す。</p> <p>④洪水調節施設の分担量については、「既存施設の活用及び新規施設に着目」し検討する。</p>	16、19、21、109、110、112、126、127、128
(2) 時間軸	<p>①河川整備基本方針は期間の定めのない超長期の計画目標である。「将来像・長期戦略・構想」には時間軸が存在しないため、これらは見直しの対象にはならない。一方、基本高水流量などの数値は自然的・社会的状況の変化で見直しの対象となり得ることを、明確にする。</p> <p>②100年オーダーあるいは何らかの期間設定を行うべき。</p>	<p>・河川整備基本方針は長期的な視点に立った河川整備の方向性を示すものであり、目標年はない。また、河川整備基本方針の変更は、その策定にあたり、前提とした諸条件が大きく変化した場合や新たな科学的、技術的知見が得られた場合など、河川管理者が変更を必要と判断した場合に行う。</p> <p>・河川整備計画は、当面、努力義務としておおよそ20～30年間に行われる具体的な整備の内容を定める。(河川砂防技術基準同解説(計画編))</p> <p>・全国的にも以上の考え方に基づいて計画を策定しており、当該原案にはご指摘の期間設定を記述する考えはない。</p>	16、31 30、156、172、173
(3) 政策目標	①この計画が納税者に示す政策目標とは何か。流域圏住民の被害を少しでも軽減することを念頭に置いたものでなければならず、想定を超える災害への対応も踏まえたものでなければならない。また治水・環境・まちづくりの一体整備が望まれる。	<p>・武庫川流域圏の人口がおおよそ百万人、特に下流部は人口・資産が集積しており、できるだけ早期に洪水に対する安全性を高めていく必要がある。そのために、効果的、効率的な治水対策を立案し、その具体化に取り組んでいく。</p> <p>・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合においても、被害をできるだけ軽減する「減災」をめざす。</p> <p>・具体の整備に際しては、環境保全にも十分配慮しつつ、まちづくりとも調整を図りながら進める。</p>	117、118、123、124、125
<b>2. 武庫川の概要</b>			
(1) 武庫川らしさ	<p>①意味、意義が不明な記述が目立つ。</p> <p>②武庫川を柱とした記述が不足。</p> <p>③過去の経緯、現状、将来像に根ざした記述が不足。</p> <p>④「流域及び河川の概要」と「河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」との整合性が希薄。</p>	<p>・武庫川らしさを表現するための提言をいただいた上で、必要に応じ修正を検討する。</p> <p>・武庫川を広域に捉え「流域及び河川の概要」として、記述している。武庫川を柱とした記述については、提言をいただいた上で、必要に応じ修正を検討する。</p> <p>・これまでの経緯・現状については「治水事業の沿革」、「砂防事業の沿革」に記載し、将来像については、「(2)河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」に記載しており、経緯、現状、将来像をセットにした構成をとっていない。</p> <p>・ご指摘のような整合性に希薄な部分については、提言をいただいた上で、必要に応じ修正を検討する。</p>	4、5、13、14、135 4、6、21 10、11、12、19 5、19、80

項目 (第71回運営委員会で整理された主な論点)	論点に対する各委員からの主な意見(抜粋・まとめ)	意見に対する県の考え方	意見書番号
<b>3. 治水</b>			
(1) 総合的な治水対策の考え方	①「総合的な治水対策」とは何か、具体的内容や意義を明記する。	・総合的な治水対策の本文での記述は、流域対策に止めており、詳細については参考資料治水編に記述している。	17、18、40、41、119
	②河川対策には限界があるとの認識に立って、河川対策、流域対策、河川管理、ソフト対策の総合的な結果として、どのような規模の洪水においても人命・資産の壊滅的な被害を回避することを目標としている旨を明記する。	・計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生し氾濫した場合においても、被害をできるだけ軽減する「減災」を目指すため、ソフト対策等必要に応じた施策を実施する旨を本文(ソフト対策)に記述している。	33
(2) 基本高水についての説明や表現方法について	①基本高水の算定及び選定の考え方の説明が不足。「流域において流出抑制対策を講じない場合の洪水のピーク流量の変更(4、651m <sup>3</sup> /s→4、682m <sup>3</sup> /s)について」	・第51回流域委員会「参考資料1、2」参照 ・基本方針本文には、基本高水算定についての考え方は記載せず、参考資料に記述している。	98
(3) 流域対策 (水田を治水計画に位置付けないこと等)	①超過洪水対策として水田貯留にも取り組んでいく旨、或いは水田は雨水貯留による一定の治水機能を有していることを記載すべき。農家へのアンケート調査の説明が必要。	・本文中に「水田の持つ多面的機能について、保全、向上が図られるよう努める」旨を記述している。 ・水田には、提言にもあるように、生態系の保全、水源涵養、水質保全、治水対策などさまざまな機能があることから、「水田の持つ多面的機能」のように表現している。	48、49、50、120
	②水田貯留を計画に位置付けること。	【流域対策に位置づける必要条件】 ①洪水時に安定的かつ確実に治水効果が発揮されること。 ②治水機能(流出抑制機能)が将来にわたって確実に確保されること。 【水田貯留】 ①個人の所有であり恒久的に現在の状況が確保されるとは言えない。 ②年間を通じて2回乾田化を必要とし、洪水時に確実に治水効果が発揮できない。 以上の理由により流域対策への位置付けはしないが、超過洪水対策として引き続き調査・検討を進める。	51、101、150、151、152、183
	③流域対策を行うことの意義、認識を強調すべきである。	・流域対策を行うことの意義、認識を強く表現するために、原案では、①流域対策の効果量(80m <sup>3</sup> /s)、②流域対策の必要性、今後の展開 について基本方針本文に記述している。	38、40
	④「社会経済環境の変化や、治水対策に関する新たな技術、十分な実効性を担保した新しい知見が得られた場合、治水対策として総合的な治水を目指すという観点から流域対策を優先させ、基本高水の流量分担を適宜見直すことを記述する。	・河川整備基本方針の変更は、その策定にあたり、前提とした諸条件が大きく変化した場合や新たな科学的、技術的知見が得られた場合など、河川管理者が変更を必要と判断した場合に行うこととしており、この中には流域対策等による基本高水の流量分担も含まれている。 ・河川整備基本方針に位置付ける流域対策は、①公的組織が所有、②確実な操作、③管理責任が明確なものであり、これらの条件は、社会経済環境の変化、新たな技術等により変動するものではないと考えている。	100、148
	⑤公的組織所有の施設だから担保がとれるとは限らない。治水機能を将来にわたって担保するために何をすべきか検討すべき。	・確実性を担保させるためには、実行担保性のある枠組み・仕組みの下での整備・運用・管理等の計画が必要と考えており、実現に向け、今後関係部局とも調整する。	151、179
(4) 既存ダム活用	①管理者との協議を踏まえた上で、既存ダムの治水活用を図る旨を記載すべきである。	・既存ダムの活用については、今後、新規洪水調節施設と並んで同等の扱いで検討することとしている。	37、57、175
(5) 洪水調節施設等の優先順位 (提言での優先順位を基本方針に反映することについて)	①新規ダムの代替施設である既存ダムや遊水地を優先検討する旨を記載すべき。	・洪水調節施設により処理すべき流量を明確化しているが、個別具体の整備については、河川整備計画に委ねる。 ・洪水調節施設の優先順位についても、河川整備計画の中で議論されるものであり、基本方針で記述すべきものではないと考えている。	36、103、104
(6) 重点対策 (堤防強化等)	①武庫川の氾濫域は築堤区間であり、堤防が重要な防御施設であるとの認識に立って、堤防等の河川管理施設の強化整備・耐震対策を推進する。	・堤防強化については、県としても重要課題として既に一部で工事を進めており、(2)イ①河川対策、の中で、堤防強化を進めることを記述し、さらに、その後半部では、「堤防等の河川管理施設の耐震対策を推進する。」と記述している。	36、38、57
(7) 都市関連施策 (危機管理対策と関連して)	①大規模施設開発に対する地下貯留事業について記載すべき。	・開発に伴う防災調整池については、今後も関係機関と連携して、設置を指導すると共に、現存する防災調整池の機能が保持されるように努める旨、本文に記述している。 ・河川整備基本方針には、具体の形式まで記載するものではないと考えている。	52
	②氾濫域における土地利用制限について言及すべき。	・土地利用規制による減災対策については、災害危険区域の指定が考えられるが、課題も多いため、今後国の動向も見ながら、関係機関と十分に協議し、検討する。	64、66

項目 (第71回運営委員会で整理された主な論点)	論点に対する各委員からの主な意見(抜粋・まとめ)	意見に対する県の考え方	意見書番号
(8) 総合治水条例等の整備について	①公的組織所有の施設だから担保がとれるとは限らない。施設機能を確保するための運用規制などの法的整備を図る。また、地域特性に応じた流域対策の推進を図るために必要な制度整備を図る。	・総合治水を推進するためには、河川管理者だけの取組みには限界があり、流域内の多様な主体との参画と協働が求められる。 ・とりわけ流域対策は、河川管理施設以外の施設を活用することとなるため、県民の理解と協力が不可欠である。 ・河川整備基本方針に位置付ける流域対策には、確実な治水機能を担保させることが必須の条件であることから、実行担保性のある枠組み・仕組みの下での整備・運用・管理等の計画が必要と考えており、今後実現に向け関係部局とも調整する。	53、151、179、182、184
<b>4. 利水</b>			
(1) 正常流量	①瀬切れが発生しないよう、流水の連続性を確保する旨についても言及すべき。	・正常流量については、動植物の生育・生息及び漁業、景観、流水の清潔の保持などの検討項目について縦断的に整合が図れるように検討しており、今回設定した正常流量が確保され、且つ適正な取水が行われれば、瀬切れ等も発生しないと考える。	70、139
	②「水資源の合理的かつ有効な利用の促進」は、新たな水需要が発生した場合のみならず、人口減少や合理的な水利用による水需要の減少が生じた場合についても行うべき。	・水資源の合理的かつ有効な利用の促進については、新たな水需要が発生した場合に加え、合理的な水利用による水需要の減少が発生した場合についても記述を検討する。	71
(2) 緊急時の水利用	①渇水時の関係機関による水利用の協力体制の構築、上水供給ネットワークシステム、流域治水・利水ネットワークの構築についても記載すべき。	・基本方針本文には「情報提供及び情報伝達体制の整備について」を記載しているが、上水供給ネットワークシステムの構築に関しては、提言をいただいた上で、必要に応じ修正を検討する。	57、72、73、74、75、176、187
(3) 水循環	①健全な水循環系の定義を明記すべき。具体的な説明が必要である。	・健全な水循環については、参考資料(環境編)においてその定義を記載している。 ・「ひょうご水ビジョン」では、水の美しい循環を目指して、基本目標や基本姿勢、実現への方向・指針を示し、具体的な施策について関係部局が取り組んでいくこととしている。 ・河川管理者としても、その役割を着実に果たしていくもので、関連する施策の主なものを基本方針で記述している。	76、78、167
	②物質循環系の構築についても言及すべき。	・物質循環については、河川管理者が、炭素循環や窒素循環等にどの程度関わっていいのか検討する必要があるが、提言を頂いた上で、必要に応じ修正を検討する。	77
<b>5. 環境</b>			
(1) 自然環境	①「ひょうごの川・自然環境調査」や「武庫川の健康診断図」の内容に即して、環境の保全に取り組むことを記載すべき。	・「ひょうごの川・自然環境調査」は、「ひょうご・人と自然の川づくり」推進方針に基づき実施している調査である。この活用については、基本方針本文(原案)の1(2)ア武庫川の川づくりの中で、「ひょうご・人と自然の川づくり」基本理念・基本方針に基づき、…治水、利水、環境にかかわる施策を総合的に展開する。」と記載しているが、提言をいただいた上で、必要に応じ修正を検討する。	20、81、83
	②戦略的環境アセスメントへの取り組みについての考えが記載されていない。	・基本方針段階では個別具体の施設名は特定しないため、SEAを基本方針本文に記述する必要はないと考えている。	139、185
(2) 水質	①自然の浄化作用を最大限に活用する施策にも取り組む旨を記載すべき。	・自然の浄化作用の活用に関しては「ひょうご水ビジョン」(H16.5)において水辺の植物を保全・再生するなどにより「自然浄化機能を高める」ことが指針の一つとして位置付けられているが、提言をいただいた上で、必要に応じ修正を検討する。	89
(3) まちづくり	①武庫川らしい景観の保全と創出に努める旨を記載すべき。	・まちづくりと一体となった武庫川の景観づくりについては、まちづくりを担う流域7市および県のまちづくり部と十分連携をとりながら、武庫川らしい景観の保全・創出にとりくんでいく必要があると考えていることから、提言をいただいた上で、必要に応じ修正を検討する。	84、87